

行田市学童保育室入退室管理システム導入業務委託仕様書

1 件名

行田市学童保育室入退室管理システム導入業務委託

2 目的

行田市の学童保育室に児童の入退室管理や保護者との連絡機能を有したシステムを導入することで、児童の安全性及び保護者の利便性の向上を図る。また、正確かつ迅速な情報の共有を構築することで、継続的かつ安全・安心な学童保育室運営を行うことを目的とする。

3 履行場所

別紙1「履行場所一覧」のとおり

4 契約期間及び履行期間

契約期間 契約締結日から令和13年1月31日まで

履行期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

※原則として、令和7年1月中に児童や職員が慣れるための試行期間を最低2週間程度設けることとするが、端末の調達に時間を要し1月中の試行開始が困難である場合はその旨を記載のうえ、試行開始可能時期を明記すること。

5 年度当たりの利用想定最大児童数

約1,100人（令和7年度の学童保育室募集定員1,006人）

（参考：令和6年度中の平均登録人数819人。最多登録人数898人。最少登録人数749人）

6 業務内容等

(1) 基本方針

本業務は、以下の方針に基づき、導入業務等を行うこと。

ア 利用児童の安全確保、保護者の利便性の向上及び職員の事務負担の軽減に寄与するシステムであること。

イ 個人情報の保護等、セキュリティ体制が整備されていること。

ウ 職員、保護者とも容易に操作が可能であること。

エ 稼働から5年間以上、安定した利用が可能であること。

オ 市や学童保育室、及び保護者からの問合せに対してのサポート体制が整備されていること。

カ 施設数が増減した場合、アカウント数の増減に対応できること。それに伴う費用の増減については、市と協議した上で、決定するものとする。

(2) システム及び機器の導入

- ア 必要なアカウントの作成、及び導入に係る初期設定
- イ 運用テスト及び不具合の修正

(3) 納品物及び台数

- ア 読取用アカウント 20台分
- イ 読取用端末及び周辺接続機器 20台分
- ウ 管理画面用アカウント 20台分
- エ 管理用端末 3台分
- オ 入退室カード 1,100人分

※エについて、PCが設置していない学童保育室について、管理用端末（タブレット端末3台）として、さくら第二学童保育室、泉太井第二学童保育室及び埼玉第二学童保育室へ設置を行うものとする。

(4) 端末機器等

読取用アカウント・管理用アカウントの使用は、以下の機器の利用を想定すること。
なお、別紙2「インターネット環境について」を参考に以下の機器についてはリース契約とし、受注者が調達するものとする。

端末名	使用アカウント	使用者	端末	要件	調達数
読取用端末	読取用アカウント	施設職員、児童	カメラ機能付のタブレット端末 または ICカードリーダー等	iPad の場合は第10世代以降。ブラウザはSafari。 ICカードリーダー等の場合は、管理用端末との連携ができるもの	20台
管理用端末	管理画面用アカウント	施設職員	PC または タブレット端末	PC の場合はブラウザ：Edge OS：Windows11Pro～ iPad の場合は第10世代以降。ブラウザはSafari。	iPad3台

(5) 研修・稼働支援

- ア 稼働開始までに、管理者および学童保育室職員に対する操作・運用研修を行うこと。
- イ 操作・運用マニュアルを作成し、提供すること。

(提供方法は、電子媒体及び紙媒体で2部とする)。

- ウ 操作方法を説明した動画を提供すること。
- エ 運用方針に合わせて、段階的な機能拡張ができること。
- オ 新たに機能を拡張する場合は、その都度操作説明会等の支援を行うこと。
- カ 新たな機能を拡張する場合、発注者への追加費用がかからないこと。

(6) 管理運用及び保守

- ア 導入機器については、運用期間中の保守を行うこと。
なお、保守の定義としては以下のとおりとする。
 - ① 機器故障時、原因調査や復旧支援などのサポートを行うこと。
 - ② 機器故障が判明した際、速やかに代替機の手配及び発送等を行うこと。
- イ 受注者は、各施設の読取用端末の通信状況を確認することができ、非常時には情報を収集・解析し、状況に応じた適切な対応を行うこと。
- ウ 24時間365日サービス提供が可能であること。
ただし、システムメンテナンス等により運用を休止する必要がある場合は、事前に市と協議のうえ、早めの通知やお知らせを行うこと。
- エ 学童保育室職員からの専用問合せ窓口を設けること。
また、平日の9時から18時00分の間は対応すること。
- オ よくある質問(FAQ)や操作手順をまとめた、保護者専用のサポートサイトを設けること。なお、サポートサイト内には受注者へ直接連絡することができる問い合わせフォームも設けること。
- カ 入退室管理システム設置施設の移設が発生した場合は、市と協議した上、対応すること

7 機能要件

機能要件確認表のとおり

二次元コードの場合は9A、ICカードの場合は9Bを回答すること

8 機器要件等

- (1) 児童が入退室時刻を打刻する入退室カードは、持ち運びが容易なサイズで用意すること。
- (2) 入退室カードは管理画面から登録及び発行ができること。
- (3) 入退室カードは受注者が用意すること。
- (4) 読取用端末や入退室カードには、個人情報は一切記録されない仕組みとなっていること。
- (5) 読取用端末の読み取り待機画面には、施設名を表示させること。また、読み取りを行った際には読み取り事項が画面に表示されること。

- (6) 入退室カードの読み取りは、受注者が調達する読取用端末に内蔵しているカメラまたはICカードリーダー等で行うものとする。
- (7) オフライン状態では、通常と異なる読み取り音が鳴るなど、通信トラブルをユーザーが容易に認識できる仕様となっていること。
- (8) 学童保育室のインターネット環境を確認し、納品すること。
- (9) 納品物の納品場所、納品時期等については、市と協議の上、決定すること。

9 システム構成・セキュリティ要件

- (1) サービスはクラウドサービスで提供すること。
- (2) 読取用端末及びブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- (3) 冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- (4) データセンターは国内に設置された専用施設で、JDCC が制定しているファシリティ基準において、Tier 3 相当以上を満たしていること。
- (5) データセンターの耐震数値は震度 7 程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他、火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- (6) データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、停電時等対策として、非常用電源設備（自家発電機）を備えていること。
- (7) データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
- (8) データセンターの入室に際しては、ICカード、静脈認証等の個人が識別できる認証に基づくものとし、365 日 24 時間、監視カメラや防犯センサーによる監視を行っていること。
- (9) データセンターの運営事業者は、プライバシーマーク及び ISMS 認証（ISO27001）を取得していること。
- (10) サーバに蓄積するデータは、最新の 20 世代分まで保持・バックアップができること。
- (11) 個人情報保護のため、所属施設・氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可能なこと（住所、電話番号等の個人情報は入力できない仕組みとなっていること）。
- (12) 情報漏洩防止の為に、保護者の登録メールアドレスおよびアプリ（プッシュ通知型アプリ）搭載端末情報が、施設・本部の職員からは閲覧できない仕様となっていること。

10 受注者の実績要件

受注者は、以下の要件を満たしていること。なお、システムに読み取りの方式が複数ある場合は、その合算で良いものとする。ただし、過去の実績ではなく令和 7 年 8 月現在における保有数であること。

- (1) プライバシーマーク取得企業であること。

- (2) ISMS 認証 (ISO27001) 取得企業であること。
- (3) 同種のサービスを 10 年以上情報漏洩などの事故なく安定稼働している実績があること。
- (4) 他自治体において、学童保育室の入退室管理システムの導入実績があること。
- (5) 現時点において、公立学童保育室での運用をしていること。

11 支払方法

システム導入に係る費用は、業務完了後に一括払いとする。

システム稼働にかかる利用料・通信料・保守費は、月払とし、当該月の翌月に受注者からの請求に基づき支払う。

12 再委託の禁止

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者と協議の上、発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、前項の規定に基づき本業務の一部を第三者に委託したときは、本仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

13 その他特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に伴い知り得た個人情報その他の情報の一切を他に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を、発注者の指示する目的以外に使用してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者、双方協議のうえ、定めるものとする。

別紙 1 履行場所一覧

	名称	所在地	読取用端末 設置台数	管理用端末 設置台数
1	忍第一学童保育室	本丸7-20 忍小学校校舎内	1	1
2	忍第二学童保育室	本丸7-20 忍小学校敷地内	1	1
3	南第一学童保育室	佐間1-25-4 南小学校校舎内	1	1
4	南第二学童保育室	佐間1-25-4 南小学校敷地内	1	1
5	西第一学童保育室	持田3-5-9 西小学校校舎内（南校舎）	1	1
6	西第二学童保育室	持田3-5-9 西小学校校舎内（北校舎）	1	1
7	東第一学童保育室	長野2-26-8 東小学校校舎内	1	1
8	東第二学童保育室	長野2-26-8 東小学校敷地内	1	1
9	北第一学童保育室	和田94-1 北小学校体育館内	1	1
10	北第二学童保育室	和田94-1 北小学校校舎内	1	1
11	さくら第一学童保育室	長野1880 桜ヶ丘小学校敷地内	1	1
12	さくら第二学童保育室	長野1880 桜ヶ丘小学校校舎内	1	1
13	太田学童保育室	小針3521 太田小学校校舎内	1	1
14	泉太井第一学童保育室	持田70 泉小学校敷地内	1	1
15	泉太井第二学童保育室	持田70 泉小学校校舎内	1	1
16	埼玉第一学童保育室	埼玉4602 埼玉小学校敷地内	1	1
17	埼玉第二学童保育室	埼玉4610-2 埼玉小学校校舎内	1	1
18	南河原学童保育室	南河原782 南河原小学校校舎内	1	1
19	下忍学童保育室	下忍2451 下忍小学校敷地内	1	1
20	見沼学童保育室	荒木1606 見沼小学校校舎内	1	1
アカウント数			20	20

管理用端末（iPad 3台）の納品場所は、さくら第二学童保育室、泉太井第二学童保育室及び埼玉第二学童保育室とする。

別紙2 インターネット環境について

	名称	所在地	インターネット環境 について
1	忍第一学童保育室	本丸7-20 忍小学校校舎内	有線
2	忍第二学童保育室	本丸7-20 忍小学校敷地内	Wi-Fi
3	南第一学童保育室	佐間1-25-4 南小学校校舎内	有線
4	南第二学童保育室	佐間1-25-4 南小学校敷地内	Wi-Fi
5	西第一学童保育室	持田3-5-9 西小学校校舎内（南校舎）	有線
6	西第二学童保育室	持田3-5-9 西小学校校舎内（北校舎）	有線
7	東第一学童保育室	長野2-26-8 東小学校校舎内	有線
8	東第二学童保育室	長野2-26-8 東小学校敷地内	Wi-Fi
9	北第一学童保育室	和田94-1 北小学校体育館内	Wi-Fi
10	北第二学童保育室	和田94-1 北小学校校舎内	Wi-Fi
11	さくら第一学童保育室	長野1880 桜ヶ丘小学校敷地内	Wi-Fi
12	さくら第二学童保育室	長野1880 桜ヶ丘小学校校舎内	インターネット環境なし
13	太田学童保育室	小針3521 太田小学校校舎内	有線
14	泉太井第一学童保育室	持田70 泉小学校敷地内	Wi-Fi
15	泉太井第二学童保育室	持田70 泉小学校校舎内	Wi-Fi
16	埼玉第一学童保育室	埼玉4602 埼玉小学校敷地内	Wi-Fi
17	埼玉第二学童保育室	埼玉4610-2 埼玉小学校校舎内	インターネット環境なし
18	南河原学童保育室	南河原782 南河原小学校校舎内	有線
19	下忍学童保育室	下忍2451 下忍小学校敷地内	Wi-Fi
20	見沼学童保育室	荒木1606 見沼小学校校舎内	Wi-Fi

※Wi-Fi 11施設、有線 7施設、インターネット環境なし 2施設